

子どもの読書環境に関する考察

—児童図書館と学校図書館に着目して—

坂内 夏子

はじめに

本稿は、子どもの読書環境を考えるに際し、児童図書館及び学校図書館に焦点をあて、その課題を整理することを目的とする。

2000年の子ども読書年に国立国会図書館国際子ども図書館の開館を皮きりに、子どもの読書活動が社会的に広まりを見せた。2001年「子どもの読書活動の推進に関する法律」の制定、2002年法律に基づく国の「子どもの読書活動推進に関する基本的な計画」の策定により自治体レベルでの活動が活発化している。またイギリスで始まったブックスタート運動に倣い、全国自治体のかなりの割合で実施されるようになり、家庭での絵本の読み聞かせも子育ての大事な一場面となった。2005年文字・活字文化振興法が議員立法により成立、その基本理念として、すべての国民が「居住する地域、身体的条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境」を整備することが掲げられ、2008年には議員提案により衆参両議院で2010年を国民読書年とする決議がされた。学校では、朝の一斉読書の実施、公共図書館との連携、ボランティアによる読み聞かせが盛んである。

こうした官民あげた読書運動の一方で公共図書館には、図書館数、児童書の貸出冊数の増加、多様な活動が見られる。しかし職員（司書）の働き方はどうか。図書館の運営形態や司書の採用形態の多様化が進み、司書は図書館児童室に定着しにくい状況である。また司書の研修の機会は十分とはいえない。司書は専門的知識と技能を必要としながら、児童サービスの知識や経験を蓄積し継承することが難しい。

学校図書館は漸く学習の場、読書の場として機能するようになりつつある。自治体や学校による違いはあるが、司書や司書教諭等学校図書館員の尽力により、図書館を活用した学習の効果が認知されてきた。しかし2014年学校図書館法改正後も職員の専門性の確立が曖昧である。

子どもと本の豊かな出会いを支えるのは、司書養成、その適切な雇用と配置の充実にある。本論では、児童図書館、学校図書館に関わる先行研究の論点を整理しながら、児童図書館や学校図書館

に求められる役割や機能、図書館員の養成等の課題を考えたい。

1. 児童図書館の役割・機能

(1) 児童図書館研究の視点

児童図書館研究に関する論点をみておきたい。赤星隆子(2007)は、児童図書館の歴史的事実の跡付けが不十分であること¹、図書館の基本的役割である児童資料選択の体系化がないこと²、児童図書館と児童図書出版や、学校や図書館の需要と出版内容との関係が論じられるべきであること³、学校図書館と児童図書館の関連は検討課題であること⁴、戦後日本公共図書館において子どもの利用がその発展の一翼を担い、利用者を育て図書館の存在を広めた点に注目すること⁵、児童サービスの成立と展開への図書館協会の関与が検証されるべきだ⁶と指摘した。読書以外に多くの楽しみを持ち、活字メディア以外の情報にあふれ、グローバル化の中で図書館も識字教育に取り組むことが求められる今日、児童図書館サービスの意義と内容が改めて問い直されるべきだという⁷。

汐崎順子(2007)は、本と読書が子どもの成長にとって「良きもの」だという信念の上に発展を目指してきた児童サービスが、その目的を貫くためには、公立図書館における児童サービスの必要性と重要性の明確化が求められるが⁸、児童サービス独自の発展の様子に注目し、経年で全体の流れをとらえた研究は存在しないという⁹。現在の読書活動は公立図書館に止まらず社会全体であり、民間委託化により公立図書館そのものの存在価値が問われる中、改めて児童サービスが問われるところである。

杉山きく子(2013)は、児童図書館サービスの課題として児童図書館員のあり方をあげる。「本をとおして良きものに会いたい、成長したい」という子どもの潜在的な要求にこたえる児童図書館員には少なくとも10年程度の経験が必要であるが、10年間その立場でいられる人は多くないという¹⁰。

児童図書館史の歴史を紐解いて内藤直子、加藤節子(1998)は、1900年前後に児童サービスが芽生えていた点を指摘した¹¹。しかしなぜそれが蓄積、継続されなかったかを問うている。それを明らかにしていくことが課題である。

(2) 占領期児童図書館への言及

1946年3月に提出された『アメリカ教育使節団報告書』の「第5章 成人教育」において、「公立図書館」が最初に取り上げられ、そのあるべき姿が示された。児童図書館について、「日本の文学の欠点は児童用の書籍が比較的少い」として「若しも最初の公立の新図書館が児童読物の優れたシウ集を行つたならば、児童期教育に及ぼす究極の効果は測り知られぬ程大きいものとならう」¹²と触れられた。児童用蔵書数が不十分であり、実際に十分な収集の実現が難しかったことがうかがえる。

占領初期、CIE情報課管轄下にCIE図書館が設置、「日本人の民主化を図るため、日本をよくす

るために利用者中心の図書館サービスが始められた」¹³という。児童室の様子について、例えば豊後レイコは次のように振り返る。

「毎週木曜日、10時から ストリーアワー 近所の子どもや幼稚園小学校児童が先生に引率されて、市教育委員会と相談して。館長が挨拶、日本語、児童書の朗読、英語で読み通訳、英語の歌やゲームも。次第にレイコ一人で。ディズニーの絵本、紙芝居。フィルムストリップ、LPを流し、絵本を使い話し、子どもの興味をひくように。孤児院や少年矯正施設に出張講演、児童室の本を子ども達がひとりでよめるように手書きの和訳文を糊で本の中に挟む、館長は大阪市教育委員会のアドバイザーを勤める。学校図書館に巡回貸し出し。『本は利用されていますか』『汚さないように大切にしていますよ』教頭先生が案内したのは奥にある鍵のかかるガラス戸つきの書棚、『自由に子ども達に触らせてください。汚れているのは利用されている証拠です。』¹⁴

また慶応義塾大学文学部図書館学科における1959年前期「児童青少年への図書館奉仕」の講義概要が残されている。年齢別の子ども理解、各ジャンル資料研究、児童書の評価と選択、資料活用の場としての学校図書館の蔵書構成など詳細に記されており¹⁵、担当者アメリカ人教員の意気込みが感じられる。

一方日本図書館協会は、児童室に対する関心が戦後高まりつつあるといえども、その中身は「貧しい現状」と捉え、「施設の貧弱さ、資料の不足、児童司書の劣勢、総合的な児童センターへの体制の未整備」¹⁶の解消を重要課題とした。

(3) 『市民の図書館』の形成と課題

児童サービスは、『中小都市における公共図書館の運営』(1963)において市民権を得て、その具体化に向けて日野市立図書館が開館、日野の実践の普及に向けて『市民の図書館』(1970)が刊行されたという見方がある。『市民の図書館』は、1970年代以降の公共図書館の理想像を示したものとして、その実践が注目され、図書館学の教科書等に概説され、支持を得てきた。図書館の道筋を主導したという評価である。しかし1980年代後半より行政改革、1990年代以降の新自由主義的政策の展開、民営化推進における図書館法改正により、『市民の図書館』は転換を迫られている。こうした図書館環境の急激な変化から、図書館サービスの再検討を要するという指摘がある¹⁷。

あるべき図書館像を示した『市民の図書館』(1970)は発刊当初より非常に論争的であったとされる¹⁸。その問題提起するところは、①図書館の重要な役割は貸出にある、②子どもに対する奉仕を大切にす、③全域サービスの計画化、④職員の専門性を明確にする、に整理される。「中小レポート」作成過程において、児童サービスの位置づけは大きな論争になっていた。「そんなものはやらなくていい」、「どうしてもやらなくてはいけない」に割れる。児童サービスの実態、軽視された点、大切にされた点の分析を要する。『市民の図書館』形成過程では、前川恒雄が「貸出、レファレンス、児童サービスの三つが図書館の重要な機能だ」と述べたとされ、以後修正されるが、児童サービスそのものを図書館機能の中に位置づけた¹⁹点が意義深い。当時児童数は急激に増加し、児

童図書館が各地に設置された。つまり児童サービスは、子どもの教育に熱心な親からは当然支持される。貸出に止まらない、図書館の基本的なあり方の提示である。市民に対する資料の提供は、知る権利の自由の保障であり、そこに公共図書館の役割が見出せる。

(4) 日本図書館協会児童図書館分科会設置

1956年日本図書館協会公共図書館部に児童図書館分科会が設置された。子どもたちが読むことをいかに楽しみにしており、大人はそれに応えるべきであること²⁰、児童図書館は学校図書館の補充ではなく公共図書館の分身であり、子どもの個性発見の伸長の場であること²¹、公共図書館長が館の実態を知るべきであること²²、児童図書館は子どもたちの自由を基本として、楽しい雰囲気の中で子どもの力を引き出し伸ばしていくこと²³、子どもが伸び伸び育つために学校、学校図書館、父兄、公共図書館が協力すること²⁴、児童図書館に専門職員を配置し、養成、研修の徹底²⁵、大学程度における図書館学教育の最低限の基準設定や短期講習により司書の資格証書を得ることの問題性²⁶、子どものために独立した児童図書館を設立すること²⁷、子どもが気軽に通うことができる小さな図書館を普及させること²⁸等、子どもの読書に対して示された。

1959年より「児童に対する図書館奉仕全国研究集会」が開催されてきた。その軌跡をたどり、児童サービスに対する願いを確認しておく。渡辺茂男(1965)は、児童図書の評価と選択について、個々の子どもを対象とし、恒久的におくべき本を選択すること、ある意見に対しては賛否両方の本をおくべきであるとした²⁹。松岡享子(1978)は、司書職制度が確立されていないこと、専門職としての図書館員を養成する教育機関が充実していないことを問題視した。何よりも児童図書館員としての献身と忠誠心が養われることが大切だという自身の経験によるものである³⁰。佐々木宏子(1994)は、子どもがファンタジーの世界を作り得ないのは学校教育が現実へ科学へと子どもを引きずっていくことが、子どもの考え方の貧しさをひきおこしているとして、真の認識は現実・空想・科学が重なりあう中で豊かになることを大人が把握すべきだと述べた³¹。竹内愼(1996)は、図書館において選ばれた書物がさりげなく書架を満たしていること、子どもの読書を支える人々が経験や知識、苦しみ喜びを分け合うことを大切だと指摘した³²。大月ルリ子(1996)は、子どもが図書館に来て本から楽しさや喜びを得ること、図書館員もそこに喜びを見出すことに両者の心のふれあいが大切であり、ストーリーテリングとブックトークが工夫のしどころであると指摘した³³。

(5) 児童図書館研究会

子どもの読書の大切さは繰り返し説かれている。学校図書館は自治体や学校による違いがあるものの、司書教諭や学校司書の尽力で図書館を用いた学習が展開され、文庫に端を発するボランティア活動は学校での読み聞かせを支えている。一方公共図書館はどうか。図書館の運営形態や司書採用形態の多様化から児童図書館員は専門職として継続的に児童サービスにあたることが難しい。また十分な研修も受けることができない。公共図書館における児童サービスの意義は何か。

児童図書館研究会は1953年日本の児童サービスの活性化に向けて児童図書館の研究と発展充実を目標に設立された。児童図書館運営に関する研究、講演、児童図書館の発展充実のための宣伝、優良図書の推薦、児童図書館の資料、用品の研究、図書館、児童関係団体との連携が事業内容の中心であった。児童図書館は「読書によって生活を豊かにし、更に自分の頭で考え、他人にたよらず自分のことは自分で処理できる大人になるよう育てていくこと」³⁴と解された。設立メンバーには戦前戦後日本の児童図書館を背負った名前がうかがえる。①年齢ごとのお話の選び方、ストーリーテリングの準備、話し方の紹介³⁵、②児童サービス先進国の児童図書館員の手記として児童図書館員になるまでの過程、ストーリーテリングの重要性、短い子ども時代の読書には質が大切であること³⁶、③よい絵本をめぐり、「絵本は大人が小さい子供に差し出す贈物である。絵本が美しいという大前提のもとに心のこもった温いものでありたい」³⁷という思い、④児童サービスをはじめるにあたり、一生涯の中でとても短い、豊かな人間になっていくための一番大切な時間である子ども期にいかにも質の高いよい本に会うことが大切か、その手助けをするのが児童図書館員であること³⁸、図書館や文庫の蔵書構成、選書によって子どもの読む本の内容が左右されることを意識し子どもの環境を問うていくべきであること³⁹等が児童図書館理解の鍵になる。

(6) 家庭文庫から東京子ども図書館設立

1957年に石井桃子は家庭文庫を既に運営していた村岡花子、土屋滋子と家庭文庫研究会を結成し、会報を発行する活動を始め、それを通して全国に文庫を結成する母親仲間が増えた。石井が子どもたちの本に対する子どもたちの反応を知りたくて自宅にかつら文庫を開き、その7年間の実践記録『子どもの図書館』(1965)は、児童図書館サービスや子どもの読書活動に携わる人々に影響を与えた。当時地域の公共図書館の児童サービスは不十分であり、子どもたちに今すぐにも本を提供するにはどうしたらいいかという母親の思いを後押ししたのである。

各地に文庫が誕生したが、個人レベルの運営のため、十分に本を揃えることが困難であり、公共図書館に本の供給協力を要請した。図書館側も文庫主宰者にお話会の協力を求める等、頼りながら児童サービスを展開させた。目指すところは文庫の充実に止まらず、公共図書館における児童サービスの確立にあった。石井自身そのために東京都公立図書館長協議会や児童図書館研究会等に講師として参加、子どもに本を与えるというよりは、子どもが何を求めているのか見極めること、蔵書構成の際に評価することの重要性を説いた。

1974年家庭文庫をもとに「東京子ども図書館」が設立された。個人主宰の文庫では、主催者の身辺に変化があった際に立ちいかなくなるため、法人化することで活動の継続と発展が見込めると石井は考えた。

お話を語るストーリーテラー育成講座、各地の民間読書活動を支える人材育成プログラム作成と開講、児童室やかつら文庫に通う子どもたちへのサービス、児童図書館員を目指す人のための研修、研修奨学助成金などを基本としている。最近では東日本大震災で被災した子どもたちへの読書支

援、在日日系ブラジル人の子どもたちへの読書支援が加わった。

子どもの本をよくするために子どもから学ぶ、子どもの頃本を読んで味わった楽しさを、子どもと分かち合いたい、子どもの読書を進めるために、図書館としてできるサービスを最大限実践したい、子どもの読書に関心をもち、そのための社会活動をする人たちの足場⁴⁰的存在である。子どもと本、読書との幸福な出会いのためには、それを学ぶ教育の充実、適正は雇用と配置が不可欠だという思いを強く持つ。

(7) 児童文化活動の関わり

国際児童図書評議会 (IBBY) は 1953 年「子どもの本を通しての国際理解」を目的にユダヤ系ドイツ人、イエラ・レップマンにより設立された、戦後ドイツの子どもたちに本を通して人間性の回復と希望を与えることを目指し始められた⁴¹。日本国際児童図書評議会 (JBBY) は、IBBY の日本支部として 1974 年に設立された。

2000 年 5 月 5 日開館の国際子ども図書館は子どもの本において言葉や絵が表現する人間の価値を時代や言語を超え収集、保存が役割であり、すべての子どもたちが文化的アイデンティティを辿ることを目的とする。

絵本は、子どもが初めて出会う本として、親子のきずなを深め、子どもの想像力を深化しことばを獲得する重要な文化財と捉えられ、国際子ども図書館等で収集・保存・利用・展示される。しかし絵本や挿絵の原画は部分的に個人・法人・自治体等が収集・保存・展示するため散逸、消滅の恐れがあるゆえに、国立の絵本美術館の実現が目指され、社会で絵本の保存に向け共通認識を持つ必要があるとされる⁴²。

メリーランド大学図書館プランゲ文庫には、1945 年 10 月から 1949 年 10 月まで、GHQ に検閲を受けた出版と文書が所蔵されている。検閲処分の実態と、抑圧からの解放と新生の息吹が伝わる資料である⁴³。感情教育的メディア、生活に対する欲望の解放、学校と遊びの現状と変化、映画やラジオの浸透、戦後児童文学の誕生、科学雑誌、新興出版社の発行、素人の編集による地方雑誌、敗戦直後の絵本、童謡、宗教出版、昔話、翻訳絵本、子ども本、漫画、紙芝居への検閲、少年少女小説、社会科、アメリカ紹介、子ども新聞、漫画、口演童話、地方、疎開者等に分類されている。

子どもの本について考察する際、近代日本の絵本史において明治維新から約 20 年は草創期にあたり、様々な要素が未分化のまま存在し「絵本」という呼称がなかった、子ども対象というより大人向けであったと指摘される。草創期 20 年は赤本の伝統の継続、外国ものの移入、在日外国人グループによる縮緬本、1905 年以降、印刷技術の発展による多色刷出版、「画帖」「絵ばなし」が生まれ、絵本を作るという意識が表れた⁴⁴。「赤本の伝統をひきつぐ」明治期の絵本全体を視野に入れ、かつ江戸期の昔ばなし絵本研究の進展ともあいま研究が俟たれる⁴⁵。この点について、子どものための文学は、明治 24 年巖谷小波「こがね丸」からとされ、それ以前の児童文学はないと捉えられたが、どの時代にも子どもは喜怒哀楽に生きており、子どもたちの生活を見て教育的側面

に捕らわれずに楽しませようとした大人はいた。よって欧米の絵本とは異なる美しい子どもの絵本をいくつも見出したと瀬田貞二は語る⁴⁶。

子どもを描いた挿絵は長い歴史を持つが、子どもの立場で書かれたとは言い難く、近代国家誕生後、社会教育として児童雑誌や児童図書という児童ジャーナリズムが成立した。文章の理解や娯楽性のためのイラストレーションが児童出版美術であり、お伽絵から童画への流れがある。挿絵は、具体性をもって子どもを読書に導き、子どもの心に美術的感性を養う力を持った⁴⁷。1925年「武井武雄氏童画展覧会」で初めて「童画」が用いられ、1927年日本童画協会が設立、1928年第1回日本童画協会展にて童画の普及が目指され、1927年観察絵本キンダーブック創刊に伴い作品を提供した⁴⁸。

児童文化団体の活動は子ども向けの絵本や雑誌創刊を進めた。図書館における蔵書構成はもとより、児童図書展示、お話会、子ども会等の活動を支えたのである。

2. 学校図書館の役割・機能

(1) 戦前日本学校図書館史研究

塩見昇(1986)は、戦後学校図書館の制度化について、戦前との断絶という見方に反論している。実際にはアメリカ占領軍の示唆と援助が大きかったとしながらも、教育課程の展開を支える学校図書館の経験を、日本の教師はすでに豊富にもっていたという。すなわち、明治期は、学校教育が図書館を必要とするほど内実を備えておらず、大正期は、新教育思想のもと教育方法上の革新の追求が図書館を作り出し、昭和前期は、教育実践・運動と学校の自治活動の展開が図書館づくりを進めたが、戦時下は思想善導(読書指導)の場として、活力を失い、戦後に学校図書館業務を専門的業務として認め、人を含め学校の中に制度化されたとする⁴⁹。当初は教科書以外の読書を有害とみて禁止する向きもあったが、先進的に児童室を始めた図書館では子どもたちがつめかけ話題となった。夢中になって本を読みお話を楽しむ子どもたちを前にして、読書観や学校教育観に変化をもたらされたはずである。

赤星(2007)は、明治後期から大正初期にかけて東京市内公立小学校内で簡易図書館が設けられた後、各地小学校内に小規模文庫が設置された点が学校図書館や公共図書館へつながったのか否か、大正自由教育思想のもと私立小学校や師範学校付属学校において図書室を設置し読書を奨励した点が全国各地の公立小学校にも影響を及ぼしたか否かを問うている⁵⁰。実際、学校図書館や公共図書館児童室の成立と展開にまでは至らなかったといえるが、なぜなのか。実態をどう捉えるのか。しかし読書指導や図書館利用教育の提唱、教科書教材としての『図書館』があり、児童に綴り方を通して生活現実を見つめさせ考えさせ表現させる教育実践が展開されてきた。読書の生涯教育的位置づけ、子どもに書くことを通したその生き方の捉え直しの実態を明確にする必要がある。

(2) 占領期日本学校図書館研究

中村百合子(2009)は、学校図書館の理想と現実のズレの要因として戦後初期の学校図書館改革期、理念形成過程と内容に注目した⁵¹。占領初期に文部省、CIE、図書館、学校関係者が集い、日本の学校教育に必要なものとしての学校図書館の制度化過程において、1920年代から40年代前半期のアメリカ学校図書館論が検討材料であった。しかし学校図書館に配置された専門職員が教授学習過程において積極的に教材や読書資料の提供を担う点が十分に理解されなかったという。戦前から学校における読書教育に携わった人物が日本側の議論の中心的担い手であった点にもよるだろう。日本従来の読書指導を目指したのか。現在、学力問題との関わりからも子どもの読書推進に対する社会的関心が高まり、読書指導が議論され、個人的読書から共同的読書に関心が寄せられつつある。欧米で形成された理論が注目されるが、日本の読書指導の経緯を紐解く必要がある。戦後の読書指導に対して、時代的制約からか、戦前・戦中の図書館の読書指導が思想善導活動であったとしてその批判的に捉える研究がある。子どもに対する読書指導、理論形成はどうであったのか。戦前から戦後の連続と断絶という検討課題について、中村は実証的に深めようとした⁵²。

杉浦良二(2013)は、司書教諭免許制度の問題について、学校図書館学研究や司書教諭養成に貢献した室伏武が『IFEL 図書館学』において指摘した点に注目し、IFEL受講者が司書教諭講習の講師を務めたこと、教員養成系大学で図書館学を担当したこと、アメリカ学校図書館学が各地の学校図書館担当者に伝えられ定着したこと⁵³を明らかにしている。しかし受講者が学校図書館学研究者として大成することはなかったという。しかしその詳細な資料から受講者のその後が興味深い。

(3) 学校図書館法制化・制度化の問題

1997年学校図書館法改正により、司書教諭が学校図書館の運営に必要と認知される一方、学校司書の存在が見えにくくなったという。そこで小中学校の図書館に司書の配置を求める運動が広がり、学校司書の実践記録を伝えるよう努め、学校司書の配置事例が蓄積された。学校司書の働きかけによる、授業時図書館資料の活用、子どもと本の出会いという学校図書館の可能性への期待がある。

しかし学校司書の専門性や資格等が明確化されてはいない。その前提となるのは、学校図書館も図書館だという点であるが、学校図書館は「読書センター」「学習センター」「情報センター」を機能として規定、教育目標を達成するための教育指導への支援が学校司書の職務だと理解される。図書館としての資料提供、知る自由の保障が抜け落ちている点が課題である。

子どもたちや教職員の「知りたい」という好奇心を揺さぶる様々な課題を解決に導くような資料の提供を学校司書は心がけている。複雑な問題にもアプローチしている人があり、解決を導く資料はあると学校司書は考え、その要求に応えようとする。そのための学校図書館の蔵書構成である。多様な資料を収集し一人一人の自由な学びを保障するという役割を学校司書は担う。

法的根拠のない学校司書を財政難の自治体で苦勞しながら配置しているのが現状である。それは、教育課程の展開に寄与するという点には及ばない、図書館らしき状態にすぎない。学校司書は正規雇用への道が見えない点に苦悩しながらも熱意をもって学校図書館活動に取り組み、教員や子どもたちに期待をもって受け入れられている。この状況が固定化することは望ましくはないが、教育委員会や学校司書の努力による優れた実践例の共有が重要である。

自治体では公務員を削減し、非正規職員、民間委託職員を増加させる傾向がある。その中で学校司書が非正規職員として配置されるため、職員会議には参加できず、全校の取り組みとして学校図書館の運営に責任を果たすことが難しい。それでも図書館が開室され、楽しみにする子どももいる。生涯学習の一環として学校図書館ボランティアを公募する自治体もある。無償で週数回学校図書館に集まり、子どもたちに読み聞かせ、部屋の清掃、本の種類などを行う。しかし学校図書館の全活動に関わることは不可能である。

小中学校全校に一校一名の学校司書の配置が実現している自治体もある。常に開館し、子どもの「知りたい」「読みたい」に応え、蔵書構成を充実させ、本との楽しい出会いを支え、授業と連携し子どもが資料活用方法を学ぶことが当たり前になっている。しかしこれは決して一般的な状況ではなく、ゆえに教育の格差が生じる。

(4) 学校図書館づくり運動

学校図書館法(1953)は成立以来、図書室運営に関わる「人」の存在が重要課題である。1970年代地域で子育てをしている母親たちが地域文化活動として親子読書や文庫活動を始めた頃は「学校に対して、少し離れていたい」、「地域で自由に自分たちのやりたいようにやりたいという思い」があったという⁵⁴。子どもの授業参観時の国語の授業における文学教材の扱いや夏休みの読書感想文等からそうした意見が出された。それが1970年代後半に地域文庫の子ども利用者の減少、子どもの本の出版状況の変化(新刊主義)により、学校図書館にどんな本が置いてあるのか、「図書の時間」に何をしているのか知りたいという思いが生じた。学校の先生は子どもの本をあまり読んでいないからもっと読んでほしいという期待から、1980年代「これは自分たちの課題である」という意識変化が生じ、文庫に来る子どものことだけでなく、「子どもと本をつなぐ唯一の接点である学校図書館は避けて通れないもの」と考え、1990年代には「自分たちの手で学校図書館の充実を図っていこう」と立ち上がる⁵⁵。地域で子どもとの接点が難しくなる中、学校は確実に子どもがいる。子どもの教育状況として、教科書を一生懸命覚える、教科書以外使わないという点が問題として認識された。授業に図書館の資料が活用されていない。もっと子ども自身が学ぶ楽しさを感じられるには授業と学校図書館を結ぶことはできないか、しかし実態は「本の倉庫」「無人の状態」であり、そこが問題である。文庫関係者、保護者、教師、学校司書、公共図書館員等を中心に、学校図書館の役割や職員の専門性について学び、自治体行政や議会に学校図書館の整備充実を求め、自治体側も配置に向けた努力を続けている。

2014年法改正により学校司書が法制化されたが、国や自治体に努力義務を課したに止まる。司書の資格や養成の具体性が曖昧である。学校図書館の意義、役割に関わる問題である。学校図書館の機能として、「読書センター」「学習センター」「情報センター」が指摘される一方、やはり学校図書館は図書館であるという視点も重要である。学校図書館の活用、学校司書の配置により、子どもの学びにどう影響するのが重要である。学校図書館への問題意識は社会全体から見るとまだ弱い。

(5) 図書館利用教育

なぜ学校における図書館利用が進められるのか。戦前における図書館利用教育としてまず、山口県立山口図書館の初代館長佐野友三郎は、1915年アメリカにて各地の図書館を視察、児童室や学校におけるサービス（利用教育を含む）を学び、児童に対して読書の指導ができる図書館員の必要性を議会に主張した点である。次に東京市立日比谷図書館児童室にて、教科書中心主義批判から児童図書を選択、資料収集の際子どもの声に耳を傾ける、子どもを温かく迎え楽しい活動、青少年のための図書目録作成等が行われ、館長今澤慈海が図書館利用を生涯学習的に把握した点である。さらに1933年より図書館が国定教科書に加えられたが、小学校におけるその教授をめぐり、中田邦造が読書指導や図書館利用教育を提唱した点である。

最近では生涯にわたり図書館を利用、情報を扱う力の養成が学校図書館に期待される。例えば、山形県鶴岡市立朝陽第一小学校の図書館活用教育が「学校図書館大賞」を受賞し本やビデオで紹介され、各地から視察が来る。子どもが図書館に集まり読書が日常生活に位置付き、授業では図書館を当たり前を活用する状況は、図書を子どもや教師につなぐ職員がいてこそ可能になる。子どもたちは母親の読み聞かせを楽しみにし、読み聞かせごっこが流行る、授業での学習に係る本を子どもが図書館で探し楽しむ、調べ学習過程（下調べ、取材、まとめ）を経験する、調べて発表する、必ず本を持参し隙間時間に読書を楽しむ、物語の登場人物の気持ちを考え共感できる等が、図書館利用教育によりもたらされたものとして指摘されている⁵⁶。その力となっているのは司書でもあり教員でもある。

また学校図書館問題研究会兵庫支部（2012）では、利用教育を「図書館において生涯にわたって資料や情報を活用する能力や習慣を身につけることを目的として行うさまざまな活動」と提案する⁵⁷。利用者の育成に加え、図書館の機能や役割、使命を伝えるものである。方法として新入生オリエンテーション、調べ学習ガイダンス、レファレンス回答時等が考えられ、段階を踏んで情報リテラシーの育成を図ること（いつ、誰に（が）、何を、どこで、どのように、の観点を意識する、小中高連携、教育課程と関連付ける）が可能性として考えられ、実践が進んでいる⁵⁸。

(6) 読書教育（読書指導）

読書は個人的な営みと解される傾向にあったが、歴史的に見て読書会の蓄積はある。中村は、「一

部で戦前からの断絶が主張」された読書指導が読書の「技術」の指導として構築されようとした点について、「戦前からの連続性の中こそ、そのエッセンスを見つけることができる」として「生活綴方の取り組みの周辺で生まれた、副読本を用いた／課外読物に関する指導への教師たちの関心が、読書指導の系譜として注目される」と指摘した⁵⁹。近年の子どもの読書推進をめぐる議論では読書指導の必要性が語られるが、その実体は何か、どんな活動が望ましいのか検討する必要がある。読書指導の歴史はこれまで「戦後に集中して」いたが、「戦前・戦後」という分け方に関わる議論を実証的に深めていく必要性をあげる⁶⁰。

2012年4月より東京都江戸川区で正規の授業として読書科がスタートした際、読書の力をどのように育て評価するのか課題となるとされた。読書指導・読書力評価を研究者する足立幸子(2012)は、作文における評価は重要であるが読書のそれは異なると指摘されたという。読書は個人の営みであり、自分の読みたいものを自由に読むことが奨励されるべきであり、評価の対象ではないということである。授業時の教材の提示を子どもがどのように読んでいるか、何を大事にしてどう見るかという読書反応研究だと捉えている⁶¹。

福永義臣(2006)は、図書館教育が「読書をとおして自ら探究する、終わりのない終生持続する教育」として、石川県立図書館長中田邦造が学校教育を受けられない農村青少年の読書指導、読書学級、青少年文庫に取り組んだ点を、「読書即生活、生活指導との読書指導」と捉え、その過程を教化政策に迎合したものとすることは経緯を正しく把握しない定式的なものであり、正当ではない⁶²として、中田の読書指導は「読後の感想を互いに発表しあい討論する」自己教育、相互教育であり、現代においても示唆的であると述べた⁶³。

三村隆雄(2013)は、戦前北方教育をキャリア教育と進路指導との関係性から「生き方の教育」としてその活動を検討し綴方を通して生活現実を見つめ生きる力をつけさせた北方教育が職業指導と邂逅することで、北方教育の運動性自体の質を高めたのではないかと考察した⁶⁴。

「読むチカラ」プロジェクト(2012)は、近年の傾向として読書を個人に止めずに集団において共有させる動きを見る。複数の人間で同じ本を読み感想や意見を出し合うことで、共感や読みの深まり、意外な発見が可能になるという。欧米型の集団読書活動が導入されつつあるが、その本質を見極める重要性を指摘している⁶⁵。

(7) 学校図書館における学習活動

学校図書館の活用の要件は何か。司書教諭、学校司書、教科教諭(担任)、各々の専門性を生かした協働が行われること、学校図書館の活用を教育目標に具現化すること、学校図書館の活用を通して読む力と情報活用能力を育成すること、学校司書や司書教諭が教員に活用方法を伝える努力をすること等が指摘される。学校の実践が学校内で完結させないことで、学校図書館の活用を地域全体に広めること、教育委員会内に支援箇所を設け、教員と司書ともに研修機会を作る、地域社会教育施設(図書館、博物館、美術館等)が支援サービスを行うことが望ましい。難点は自治体の財政

難による職員の待遇面にある。小学校では学校図書館の活用が広まってきたが中学校ではまだ流れが出来ていない。学校図書館の活用により何ができるのか、なぜ必要かを教職員、子ども、保護者、教育委員会、地域社会教育施設、地域住民等に説明することが重要で、それは個人レベルではなく組織的課題である。教科との連携、東京学芸大学学校図書館運営専門委員会による「先生のための授業に役立つ学校図書館活用データベース」等を通して教員に学校図書館を伝えた事例がある⁶⁶。

学校図書館の活用が子どもにどう影響を与えるか。①学校図書館は子ども同士で学びあい、発見や広がりを得る。情報活用能力を形成する過程を等しく経験することで公共図書館を使う力の習得にもつながる。②様々な分野の読書を通して問題解決能力を身に付け、主体性を持ち民主主義社会を支えることにつながる。③子どもたちが主体的相互的に学ぶことで自己肯定感を持つことが出来る。④図書館の活用を通して子どもが情報収集および取捨選択を通して自分で考え決めることが出来る。⑤学校図書館を活用した学びを子どもたちが共有すること。⑥子どもの学びに多様な大人が関わり評価することで授業が充実する、豊富な資料により子どもは自ら調べる楽しさを実感する、子ども同士で伝え合い比較や融合ができる。⑦学校図書館で調べプレゼンテーションするまでの過程を機会均等に経験することで、達成感を味わい学ぶことの楽しさを知る。⑧子どもは自分で調べることで情報の取捨選択ができる、教員は多様な授業ができる、司書・司書教諭は支援を通して学校図書館を成長させる⁶⁷という理解である。

(8) 学校図書館と地域

子どもの本と読書に関心を持ち熱心に学ぶ者は多いが、実際公共図書館で児童サービスの職を得るのは限定的である。文庫に来る子どもの数も減少し、活動するために学校へ行くボランティアが増えている。公共図書館は個々の子どもの自由な楽しい読書を支援することを基本とする一方、学校図書館の目的は学校の教育課程の展開にある。学校図書館で働く職員の実態は様々で、学校図書館指導員、補助員、読書指導員、読書サポーター、図書整備員等という職名、雇用形態は正規、非正規嘱託、パート、有償無償ボランティア等であり、職務内容も異なる。学校の明確な方針を示せてない場合もあり、子どもの受けるサービスの質も偏りが見られた。したがってボランティアの役割の再検討、研修、公共図書館との連携、自治体議会や教育委員会、社会に学校図書館の意義と役割をアピールしなければならない。

学校図書館の「図書の時間」にはすべての子どもが来館し、授業時間内は館に止まる。子どもの状態は様々であり、本と出会う楽しい機会がなく苦痛を感じる場合も少なくない。そのような場合も含めて子どもに面白いと思える本を手渡すことが司書の仕事である。子どもは一人ひとり個性があり、子どもにとって「よい本」に出会う道筋は異なる。よって子どもに「よい本」があることを伝え、道案内が司書の役割となる。

学校図書館に授業時必ず来館するといえるため、親しみやすい雰囲気作りは重要である。子ども目線での配架、表示の位置、利用の頻度、本をテーマとしたクイズ、展示、紹介等を通して子ども

たちへの働きかけである。その上でやはり司書と子どもたちが直接話すことは大きい。子どもの読書状況を担任教師に伝え、特に本に親しむことができない、何か問題を抱えている子どもについては担任と連携していくことも可能である。また教科書にある単元に関連したプロジェクトを企画し宿題という形で全員が参加する、中高学年の含め読み聞かせやブックトークを行うことで、学年で継続してテーマに取り組むこと、声を通して本の楽しさを実感する、自分で読むには少し難しい本を大人に読んでもらう等の効果がある。

大人の支援は重要である。子育て期、子どもの本を楽しむ習慣作りに努めた保護者は少なくない。保護者が学校図書館にボランティアに入りお話会等を始めるケースもある。学校側がその趣旨の周知徹底に努め支持することで保護者の活動の目的が明確になり、責任を持ち研究研鑽に励む。教師と子どもが共通の本を楽しみ、保護者が学校図書館活動の重要性に気付く。保護者のボランティア活動は学校に認知され、司書のコーディネートを得て有意義になる。ボランティアが司書の仕事を肩代わりしない。また各自治体が作成する「子どもの読書活動推進計画」が真に子どもの豊かな読書経験につながるか、保護者、市民の立場からの問題提起が必要である。学校図書館の人の配置は長い課題であるが、緊急雇用創出対策では学校図書館の機能が矮小化されるという懸念から関係部署に学校図書館に対する認識を喚起させた取り組みがある⁶⁸。現状を明確にして学校司書を講師にPTA 合同研修会を開催、保護者が学校図書館を知り始めた事例もある。学校図書館を地域に開くことは、問題を社会的に深めることに他ならない。

学校図書館の蔵書の規模、予算は限られるため、地域の公共図書館から団体貸出を受けることで図書館活動が深まる。学校図書館は子どもが必ず来館する、子どもに刺激的な娯楽がないという点から、可能性のある場所となる。子どもに読書を進める前提がありながらも、今必ず読まなければいけないということではない。学校図書館に来館する子どもにとってその雰囲気を楽しむ、司書と話をしたい等、学校図書館が居場所になる。ゆったり本の世界に浸り、会話を楽しむことを通して、本を手取る準備段階と考えてもよい。

3. 司書養成の課題

(1) 戦前における図書館員養成

1921年6月、文部省図書館員教習所の開設により、図書館員養成の道が開かれた。乗杉嘉壽によるところが大きい。乗杉は戦後経営における教育の再編成の必要を欧米留学時に学んだ。それが「教育改造」であり、その過程で社会教育論を構築した。学校教育への批判である。注入主義の学校教育では自主的に行動する人物が育成されないとして、乗杉は自主性を持った人物の育成に、社会教育、特に図書館に期待した。乗杉は教育や学問のあり方を問うた。書物に書かれていることを知る、教師のいうことを漏らさずに覚える学習であれば、その知識は活きたものにはなり得ない。主体的に考え行動できる人間の育成は学問の出発点から異なり、特に図書館のあり方の違いに顕著であると乗杉は解した。例えばアメリカでは、①学校教育において読書の態度方法を習得させるこ

と、②自分で経験を積極的に積み、自ら学び身に付けようという姿勢を学校教育段階において確立させること、③教育において図書館は必要不可欠な存在であることを見出し、乗杉は見習うべきだと考えた。乗杉は、「独立独歩、自主自製の精神」をもって自ら一人前になるよう努力する人間の育成が教育の目的であり、獲得した知識の量ではなく自ら進んで学び物事に取り組む姿勢を重視する教育であると捉えた。図書館を通して自学自習し、読書で自己形成する方法をとり、具体的に乗杉は、学校の教科において図書館利用を学び読書力を養成すること、図書館を機能させる図書館員の専門性および職員養成の制度化の必要を指摘した。

図書館員養成所は、1922年4月より帝国図書館の付設となり帝国図書館内に移転、1925年に図書館講習所と改称された。1945年3月大戦末期に閉鎖、1947年5月帝国図書館附属図書館職員養成所として復活した。1949年帝国図書館から離れ、文部省図書館職員養成所となった。1950年図書館法制定、職員の養成、教育が位置付けられた点と関係がある。また慶應義塾大学に日本図書館学校が設置された。1964年図書館短期大学とその発展解消により1979年図書館情報大学が誕生し、次第に図書館員養成とは異なったものになる。

(2) 職員養成の課題

1945年8月敗戦、翌年3月にはアメリカ教育使節団が来日、その報告書の成人教育において、図書館が「公共的ではあったが、無料制度ではなかったことが想起されなければならぬ」と指摘、結果図書館法第17条では「公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない」と定められた。図書館は住民のためのものであり、無料公開を原則とすべきだという図書館観に立つ。この図書館像を支える司書職制度の確立は必須であった。

図書館職員について、第4条で「図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。司書は、図書館の専門的事務に従事する。司書補は、司書の職務を助ける。」と定め、第5条では司書となる条件として「大学又は高等専門学校を卒業した者で……司書の講習を修了したもの」、「大学を卒業した者で大学において図書館に関する科目を履修したもの」とされた。毎年夏休み開講の、図書館法第5条による司書講習の受講、司書講習に準じた「図書館に関する科目」を大学で履修することで、司書の有資格者が大量に送り出されてきた。「司書が専門職として認知されず、制度的裏付けがない⁶⁹」と問題視される要因である。司書は「専門的職員」に止まり、資格や経験の重要性が見えず、その必置に説得力がなく、図書館奉仕に及ばない。司書は専門職ではなく異動がつきもので、経験を蓄積させることが出来ない。大量に誕生する司書の有資格者が図書館に職を得ることは難しい。図書館は、価値ある本を選び蔵書構成という重要な役割を有する点、図書館を支える図書館職員は専門的知識と技能を要する点が認識されていない。図書館には司書が必置であり、図書館長は司書資格と経験を持つべきだという点をなぜ明確に打ち出せなかったのか。

(3) 児童図書館員の養成

児童図書館員養成講座は、1968年図書館法施行規則改正で「児童に対する図書館奉仕」の削除を契機に日本図書館協会が1980年から実施を始めた。児童図書館員や子ども文庫関係者の要望から誕生し、希望者の多さからまず指導者的立場にある者が対象になった。図書館経験5年、児童サービス経験2年間以上、指導・助言する立場につく司書有資格者である。目的は、「公共図書館の児童サービスの現場で中心的な役割を果たし、指導者・助言者として活躍する人を養成する」点にある。講座の日程は、前期6月下旬1週間、後期10月上旬10日間程度であり、応募時に受講を必要とする理由や課題図書を読み作文提出が課される。1クラス20数名規模の授業である。2013年度は、児童奉仕の運営・年間計画、児童奉仕の実際：乳幼児サービス、ストーリーテリング、レファレンス、ブックトーク、選書・蔵書構成、障害のある子どもたちへのサービス、児童資料：科学の本と科学あそび、外国の児童文学、日本の児童文学、絵本、子どもの文学の基本としての昔話、東京子ども図書館内見学（お話の実演）、図書館の魅せ方、ブックトークの実演、児童図書の編集・出版、メディアと子どもの発達、研修の自己評価とまとめから構成された。

講座の成功は、受講生の熱気や盛り上がりに関わり「発表をしくじったり、失敗した人がいても、そのことを一人ひとりが自分のことと受け止め、全員の共有財産として次の授業に生かしているという前向きな姿勢」があると充実した講座だったといえる。「たくさんの児童図書館員と出会い、真摯に話し合い、多くの図書館について見聞し、謙虚に学び、己の心に響いた書物を丹念に読み返していくこと」で仕事に対するごまかしのない判断力が培われ、困難に直面しても乗り越えられる職場環境を作るという指摘がある⁷⁰。本来は大学における児童図書館員の養成・教育の充実があるべきだ。初任者研修は各都道府県立図書館や各都道府県図書館協会等での実施が望まれ、各地で始まりつつある。その上で児童図書館員の専門研修として制度的に実施されるべきだとされる⁷¹。受講者同士のつながり、その発展も今後の課題である。

(4) 学校図書館員の養成

学校図書館員には司書資格と同時に教育学一般への理解が求められる。第一に教育機関としての図書館の意義として、『アメリカ教育使節団報告書』による図書館理解が戦後日本の教育の原点であろう。次に学校教育に学校図書館を位置付けるにあたり教育課程、カリキュラムの理解である。第三に図書の時間や授業に図書館を活用する際に教師の考え方、役割について教師の実践記録から学ぶことが多い。第四に学校図書館が学校教育の一翼を担うゆえに、学校司書の立場から学校観、教師観、子ども観の形成が必要である。第五になぜ学校図書館は必要なのか、学校図書館は何を支援できるのか、学習指導要領の変遷から学び方を学ぶ必要が指摘されるが、そのために学校図書館をいかに活用するのか、支援と働きかけ、評価等を追求することである。

学校図書館の蔵書、予算は限られ、公共図書館に比して小規模の場合があるが、教師や子どもから寄せられるレファレンスは多種多様である。そのような時はつながりが心強い。国立国会図書館

が全国の図書館と協同で構築しているデータベース「レファレンス協同データベース」に参加図書館は自館のレファレンス事例をインターネット上に公開・共有することが出来る。2013年7月から学校図書館や学校図書館団体も参加できるようになった。

2011年度より小学校、2012年度より中学校で新学習指導要領による教育が始まり、学校図書館の活用が以前より増えている。学校図書館の目標は子どもを大切にした授業づくりの支援にあり、図書館の多様な自主的な蔵書構成を考えるべきである。また教科書からより発展させるために司書が教師と授業づくりに関して議論し、課題設定からレポート作成まで行う調べ学習に対応できる図書館活動に向けて図書館利用教育が確立されるべきである。子どもを大切にした図書館活動において、図書館の自由、教育の自由のもとに資料を提供することが求められる。

(5) ヤングアダルトサービスへの理解

図書館におけるヤングアダルトサービスは、大人と子どもの中間層として青年層、ティーンエイジャーを対象とする概念として、アメリカの図書館界から1970年代に日本の図書館界に紹介され、公共図書館や学校図書館に定着してきた。その先駆的な役割を果たしたのが、半田雄二である。半田は、東京都立江東図書館にて日本で初めてヤングアダルト・コーナーを「子どもたちに自分をあわせて」いく方法で成功させた⁷²とされる。赤木かん子は、司書(大人)が読んでよかった本だから子どもも読むべきだという考え方は危険であり、子どもの状態に合わせることに、本の紹介を専門とするが、読みたい本は子ども自身が決めるという視点を示している⁷³。成長過程にあるヤングアダルト期が抱える多様な課題と関わる。小学生期に読書に意欲的であった子どもたちが中学生期になると図書館離れの傾向があると問題視されるが、半田は、図書館資料が不十分であればどう拡大すべきか、青年層を理解するという点から捉え直すべきだという⁷⁴。

1994年、ヤングアダルト(青少年)の自立と自己実現を支援する図書館サービスを研究し、その普及・発展を目標にヤングアダルト(YA)サービス研究会が活動を始めた。ヤングアダルトに対する図書館サービス＝本の提供ではなく、利用者の声を注意深く聞くことを基本とすべきだというものである。本棚に読むべき本を揃えて利用者を待つのではなく、積極的に潜在的なニーズを掘り起こしていくことだという⁷⁵。実生活に必要な情報を正確に理解することができるか、氾濫する情報に惑わされない読みができるか、読んだ情報に対して自分の考えを表明できるか。自立した個人を育てるという課題解決支援である⁷⁶。

(6) 地域文庫と公共図書館、職員養成の在り方

石井桃子のかつら文庫の実践記録『こどもの図書館』(1965)は全国の文庫活動に影響を与えたが、文庫としては東京都町田市はかなり先駆的であったとされる。「地域文庫」という言葉も町田で最初に使われたという⁷⁷。文庫は何とかなしたいという個人の熱い思いで始まり、子どもが沢山集まると本不足となるため、自治体を動かすために活動の組織化が必要である。文庫運営には図書館

の支援が不可欠である。町田市の取り組みにおいて欠かせない人物であった浪江虔は、戦前農民組合運動に参加、非合法活動として検挙され釈放後、1939年鶴川村において私立南多摩農村図書館を開館した。浪江自身、農村に定住し農村図書館づくりに努めた。農業を学ぶと決意して東京府立園芸学校に1年間在籍した。1940年活動家の兄に連座して再び検挙された後、1944年に私立南多摩郡農村図書館を再館した。本のない農村に単に本を提供するものではない。当時、農民が「わかる」という点に考慮したものは無に等しかった。そこで農民がわかる農業技術書の作成をめざし、『誰にもわかる肥料の知識』、『麦の科学的増産』、『土と肥料の科学』、『微生物をさぐる』等を完成させた。農村図書館は部落を単位とした文庫である。科学知識に基づく農業を発展させるために、自ら学ぶ読書を生活に定着させることを目標として、農民に「よみ仲間」という地域文庫（部落文庫）づくりを進めた。合わせて『農村読書運動』、『村の政治』、『町づくり村づくり』、『本ものの地方分権・地方自治』等を出版した。浪江は農村で生活するにあたり自ら農業に従事、経験により書を著した。「わかる本」が農民に十分活用されることが真の意味の図書館であるという。農民による自発的部落文庫が多数生まれ、公共図書館が支援（貸し出し）するというのが、図書館のあるべき姿であり、複本を沢山揃え文庫に配置し、研究会等の組織化、指導員をチューターとして結びつけるという理解である。

(7) 公共図書館と識字活動

日本の公共図書館は百年以上の歴史において、「弱者、被害者の位置」に置かれ、「一部の先進的な図書館人たちが図書館の発展を目指して、困難な努力を続け」、「1960年代の『中小都市における公共図書館の運営』『市民の図書館』で花開いた」という見方がある⁷⁸。図書館は、明治以降、国家、社会、住民からさほど重要視されなかったこと⁷⁹が、図書館関係者にどのような姿をとらせ、逆に国家はそれをどう利用したのか⁸⁰。国家政策、戦争、天皇制、植民地と関わり、戦後は国家と相対的な距離をとり、再び民間活力導入のもと国家の顔が見え始めた。

そもそも公共図書館の存在意義は、地域社会すべての人に開かれている点にあり、誰もが図書館や資料を利用する権利を有する。乳幼児から高齢者まで、視覚障害者から矯正施設収監者まで含むが、利用に困難を感じる場合が少なくない。個々に歩み寄り、利用可能まで資料のあり方を変えなければならない。障害を取り除くサービスである。障害は特定の障害者に限られたものではなく、普遍的、根源的なサービスである⁸¹。情報化、機械化、合理化が進む中、やはり利用者、職員が要である。文字の読み書きや情報へアクセスができないことは日常生活、社会参加を非常に困難にする。個人の能力の問題ではなく社会の問題である。人や機械に読んでもらい、手紙や書類は代筆が可能である。障害の除去が公共図書館の文字情報サービスである。地域住民の言語権⁸²を保障するという理解に立つ。「だれもがよみかきできるはずだ」という社会通念、「だれもがよみかきできるべきだ」という社会規範が識字問題を生み出してきた⁸³のである。

(8) 司書養成と専門性をめぐる議論

日本では図書館学教育は大学の司書課程として実施される場合が多い。アメリカやカナダでは図書館員の資格の要件は図書館学校(大学院図書館学科の修士課程)修了である。アメリカ図書館協会の審査により認定されることで、図書館員の資格水準が保たれる。授業内容、教員の資質、施設や図書館の充実等、ガイドラインが設けられ、条件を満たすと司書資格が出せる。図書館員が専門職として確立し、図書館員の養成制度が明確である。最近では資料の多様化、技術革新により、伝統的な図書館学から、情報科学系まで幅が広がり、古典的なテキストが顧みられなくなりつつあり、資格審査が揺らいでいる。アメリカにおいても、公共図書館の児童サービス担当者が減り学校図書館員を志す者が増える傾向にある。待遇、昇進、情報科学への重点化、スペシャリストからジェネラリストの方向への再編等が考えられ、一方学校図書館、司書の存在感は高まっている。イギリスでは、児童図書館員の養成教育は各大学の学部課程で行われるため、大学により内容、水準にばらつきがある。少なくともIFLA(国際図書館協会連盟)の児童図書館分科会によるカリキュラム編成上のガイドラインが採用されている。フランスでは、国立高等図書館学校では児童図書館、児童資料関係の科目はなく、年に一度程度の講義である。ジェネラリスト化が進み、児童奉仕が専門職たるべき根拠が曖昧だ⁸⁴とされる。一方自立した市民の育成のため、多民族国家、移民の問題から、読書教育が繰り返し議論されてきた。司書教諭、プレス・メディア教育、高校生ゴンクール賞等、非常に活気がある⁸⁵。

日本では児童図書館員や学校図書館員の養成、教育、専門性について議論が生じる。児童図書館論に関しては先人の取り組みが十分に継承されているか。学校図書館司書教諭と学校司書の専門職員制度の確立は課題であり、学校司書の法制化は国や自治体に努力義務を示したに止まる。学校図書館は機能として読書センター、学習センター、情報センターが指摘されるが、やはり「ユネスコ学校図書館宣言」が述べているように、トータルに図書館であるという点がまず重要である。加えてユネスコが提唱するメディア情報リテラシーをめぐり学校図書館の役割の検討が求められる⁸⁶。

おわりに

本論では、児童図書館・学校図書館の研究課題について先行研究に学びながら整理を試みた。第一に児童図書館の役割・機能を考えるにあたり、児童図書館を成立させた社会的要因を明らかにさせるという視点に立った。日本における児童サービス論者を辿る。田中稲城は、『学校外ノ教育』(1891大日本教育界雑誌)において、学校外の教育の重要性として読書をあげ、書物の質に左右されるため、読書の指導が必要だと捉えた。また同『図書館管理法』(1912金港堂書籍)では、児童のための図書室、児童書、児童室運営のための職員の必要性を指摘し、子どもの読書習慣を幼児期より育成することを提起した。佐野友三郎(山口県山口図書館長)、今澤慈海(東京市日比谷図書館長)も同様に、図書館における職員の重要性と、教科書以外の学びに目を向けることを説いた。児童図書室の運営について、戦前より東京市立京橋図書館、戦後は東京都品川区立図書館勤務

の小河内芳子は、子どもたちを温かく迎え楽しい活動となるよう心掛け、学校図書館とは別物の意義を児童図書館は持つとし、石井桃子（東京子ども図書館）は、子どもから学ぶものが沢山あるとした。これらは現在にも通じる指摘である。児童図書館が子どもをどのように認識し、図書サービスや図書館活動を行ってきたか、児童文化活動組織や新聞社、児童図書出版社はいかに関わったのか。個々の地域の事例に学び、占領期児童図書館活動、児童図書館活動の先駆的な海外諸国の影響の検討を要する。子どもの環境の多様化の中で、なぜ読書なのか、児童図書館なのかを明確にすることにつながる。

第二に学校図書館の機能と役割の考察にあたり、学校図書館に期待されたものと現状のズレは何によるものか検討するという視点に立つ。戦後初期学校図書館制度化の際、読書教育・指導論がいかに展開したか、戦前・戦中のそれを思想善導として一蹴するのではなく、理論の形成や実践について迫る必要がある。また戦前図書館利用法（利用指導）がアメリカ等の先駆的事例から検討された点、「図書館」の教科書教材化の背景等注目すべき点がある。また最近漸く学習指導要領に創造性、探究型学習の重視が表れたように、学習過程に図書館が明らかに位置づく。ここに至るまで図書館職員はもとより、保護者、教師の努力の蓄積がある。児童図書館や文庫活動等と合わせて、様々な実践事例の共有化が求められる。

第三に司書養成と司書職制度の課題について、日本では司書職制度の成立が困難だという視点に立つ。児童図書館や学校図書館、公共図書館における「人」の問題は深刻である。戦前図書館員講習所設立の際、乗杉嘉壽が「自主の人 セルフメードマン」育成のために図書館を重視し、有効に機能させる図書館員の専門性および職員養成の制度化の必要から図書館員養成の道を開いた。しかしその流れは変遷を辿る。図書館の運営形態も戦後の公共図書館の原則から揺らぎ、PFI（民間資金等活用事業推進）、業務委託、指定管理者制度の中にある。事業の継続性は曖昧であり、経験の積み重ねが必要な職員も同様である。読書推進を継続的に実施させる責任所在が見えない。公共図書館および学校図書館の原則や職員の役割を明確化し、職員養成や司書職制度の問題を広く問うていかなければならない。

子どもと本との出会いのために、児童図書館や学校図書館における職員の適正な雇用と研修、教育職を目指す学生の教育、そのカリキュラムの充実が急がれる。

[注]

- 1 赤星隆子『児童図書館の誕生』理想社・2007年・267頁。
- 2 同前・273頁。
- 3 同前・275頁。
- 4 同前・278頁。
- 5 同前・280-281頁。
- 6 同前・282頁。
- 7 同前・283頁。

- 8 汐崎順子『児童サービスの歴史』創元社・2007年・197頁。
- 9 同前・55頁。
- 10 杉山きく子「がんばれ！ 児童図書館員」児童図書館研究会〈こども図書館〉2013年10月号。
- 11 内藤直子, 加藤節子「日本児童図書館の黎明期」東京子ども図書館〈こどもとしゃかん〉1998年78号。石井敦「児童に対するサービスの開始 (1)-(17)」ひびや通巻121-139号 1976年1月-1990年3月等。
- 12 文部省『アメリカ教育使節団報告書』1946年3月。
- 13 豊後レイコ「CIE 図書館について」日本図書館文化史研究会〈図書館文化史研究〉2010年・47頁。
- 14 豊後レイコ『88歳の軌跡』ドメス出版・2008年・128-130頁。
- 15 張替恵子「児童青少年への図書館奉仕」〈こどもとしゃかん〉1996年69号・東京子ども図書館, 「青少年の読書と資料」北嶋武彦監修『現代図書館学講座7』東京書籍・1983年等。
- 16 日本図書館協会『日本の児童図書館 1957・その貧しさの現状』1958年・46頁。
- 17 奥泉和久「市民の図書館40年 シンポジウムの趣旨」日本図書館文化史研究会〈図書館文化史研究〉2011年・1-2頁。
- 18 山口源治郎「市民の図書館と公共図書館の戦後体制」〈図書館文化史研究〉前掲・36-40頁。
- 19 同前・42頁。
- 20 岡田温「子どもと図書館」48-49頁。日本図書館研究会〈図書館雑誌〉1955年2月号。
- 21 広島市児童図書館「願いをこめ この実践」同前・50, 51頁。
- 22 内田正「うたごえたかく」同前・53頁。
- 23 小河内芳子「自由に楽しく」同前・57頁。
- 24 赤松章見「手をとりあって」同前・59頁。
- 25 竹田平「CHILDRENs Librarian」同前・61頁。
- 26 ロバート・エル・ギトラー「明日への建設 青少年に対する図書館奉仕のための教育」同前・65, 66頁。
- 27 佐藤真「深い愛情を 施設を考える」同前・67頁。
- 28 まつなが・ふみこ「何百という小さい図書館」同前・71頁。
- 29 渡辺茂男「児童図書の評価と選択」日本図書館協会『児童図書館サービス50年の軌跡』2006年・22, 27頁。
- 30 松岡享子「子どもをとりまく環境と児童図書館の役割」同前・29, 30頁。
- 31 佐々木宏子「絵本と子どものこころ」同前・32, 36頁。
- 32 竹内愼「子どもの読書のよろこびのために」同前・37, 41頁。
- 33 大月ルリ子「児童サービスの精神と基本」同前・43頁。
- 34 児童図書館研究会〈こどもの図書館〉1954年1月。
- 35 〈こどもの図書館〉1958年6月-1959年。
- 36 〈こどもの図書館〉1966年4月-1967年7月。
- 37 〈こどもの図書館〉1968年10月。
- 38 〈こどもの図書館〉1983年4月。
- 39 〈こどもの図書館〉1986年5月。
- 40 松岡享子「本と子どもに心を寄せる人々の長い流れのなかで」東京子ども図書館『かつら文庫の50年』2008年・58-59頁。
- 41 イエラ・レップマン・森本真美訳『子どもの本は世界の架け橋』こぐま社・2002年。
- 42 国際子ども図書館を考える全国連絡会『日本の絵本美術館』2009年3月・34-35頁。
- 43 早稲田大学「占領下の子ども文化 (1945-1949) 展」実施委員会『占領下の子ども文化 (1945-1949)』ニチマイ・2001年。
- 44 鳥越信「近代日本絵本史の起点」鳥越信『はじめて学ぶ日本の絵本史 I』ミネルバ書房・2001年。
- 45 内ヶ崎有里子「赤本の伝統を引き継ぐ絵本」同前・32頁。
- 46 瀬田貞二『落穂ひろい』福音館書店・1982年・3-4頁。
- 47 上笙一郎『日本の童画家たち』平凡社・2006年。
- 48 池袋モンパルナスの会『池袋モンパルナスの童画家たち』明石書店・2006年。
- 49 塩見昇『日本学校図書館史』全国学校図書館協議会・1986年・20-21頁。

- 50 『児童図書館の誕生』前掲・276, 279 頁。
- 51 中村百合子『占領下日本の学校図書館改革』慶応義塾大学出版会・2009 年。
- 52 同前・250, 260-261 頁。
- 53 杉浦良二「『IFEL 図書館学』における学校図書館学研究」日本学校図書館学会『学校図書館学研究』2013 年。
- 54 広瀬恒子「学校図書館にどんな“人”がいてほしいか」ぱっち FOUR らむ記録集「これからです。学校図書館」ぱっちわーく・2002 年・50 頁。
- 55 同前・51-52 頁。
- 56 五十嵐絹子『夢を追い続けた学校司書の 40 年』国土社・2006 年・198-202 頁。
- 57 「楽しもう！ 利用教育」〈がくと 28〉学校図書館問題研究会・2012 年・51 頁。
- 58 同前・51-56 頁。
- 59 『占領下日本の学校図書館改革』前掲・250 頁。
- 60 同前・267 頁。
- 61 日本アニメーション協会〈アニメーション〉2012 年 7 月 20 日。
- 62 福永義臣『図書館社会教育の実践』中国書店・2006 年・18 頁。
- 63 同前・18 頁。
- 64 三村隆雄『書くことによる生き方の教育の創造』学文社・2013 年・まえがき。
- 65 桑田てるみ「読むチカラ」プロジェクト編著『鍛えよう 読むチカラ』明治書院・2012 年・18 頁。
- 66 〈がくと 28〉2012 年・57-58 頁。
- 67 〈がくと 29〉51-52 頁・2013 年。
- 68 「資料」「人」「場」を大切に「岩国市子どもの読書活動推進計画」がうまれるまで〈がくと〉2004 年・75 頁。
- 69 松岡享子「次世代の児童図書館員を育てる」〈図書館雑誌〉2006 年 2 月。
- 70 嶋袋ワカ子「児童図書館員にむけて」〈こどもの図書館〉2005 年 6 月・1 頁。
- 71 塚原博「児童図書館員養成専門講座の継承と発展」〈こどもの図書館〉2013 年 12 月。
- 72 赤木かん子「半田さんの思い出」半田雄二『ヤングアダルトサービス入門』教育資料出版会・1999 年・5 頁。
- 73 赤木かん子『子どもに本を買ってあげる前に読む本』ポプラ社・2008 年。
- 74 『ヤングアダルトサービス入門』前掲・30-31 頁。
- 75 報告「これからの公共図書館のヤングアダルト (YA) サービス」日本図書館協会学校図書館部会第 39 回夏季研究集会東京大会報告書 2010 年 8 月・28 頁。
- 76 同前・29 頁。
- 77 手嶋孝典「破天荒な図書館人 浪江虔」『ずぼん』5・ポット出版・1998 年・30 頁。
- 78 東条文規『図書館の近代』ポット出版・1999 年・3-4 頁。
- 79 宮坂広作『近代の日本社会教育の研究』法政大学出版・1966 年・まえがき。
- 80 『図書館の近代』前掲・4-5 頁。
- 81 山内薫『本と人をつなぐ図書館員』読書工房・2008 年・186-189 頁。
- 82 むすびめの会 (図書館と在住外国人をむすぶ会) <http://musubime.net/> など。
- 83 あべやすし「識字問題の障害学 識字活動と公共図書館をむすぶ」かどやひでのり・あべやすし『識字の社会言語学』生活書院・2010 年・257-277 頁。
- 84 赤星隆子「児童図書館員の課題」〈こどもとしょかん〉1990 年 1 月・東京子ども図書館・3-9 頁。高橋樹一郎「図書館学科への留学案内」〈こどもとしょかん〉1999 年 81 号・17 頁。中野百合子「シェフィールド大学留学記 イギリスで図書館学を学ぶ」〈こどもとしょかん〉2010 年 126 号など。
- 85 辻由美『読書教育 フランスの活気ある現場から』みすず書房・2008 年に詳しい。
- 86 坂本旬『メディア情報教育学』法政大学出版局・2014 年など。